

# 北陸エリアにおける高付加価値旅行者のニーズを満たす通訳ガイド向け 人材育成事業業務委託仕様書

## 1 趣旨

「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」（以下、「北陸エリア準備会」と言う。）では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業の「モデル観光地」に選定された北陸エリアにおいて、インバウンド高付加価値旅行者の誘客を促進している。

いわゆる高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。

このため「北陸エリア準備会」では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」や、令和6年3月に策定した「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」北陸エリア・マスタープランに基づき、北陸エリアにおける高付加価値旅行者の満足度及び消費額の向上に向けた受入環境整備の一環として、高付加価値旅行者に対応できる通訳ガイドの育成を行う。

一方、通訳ガイドの絶対数不足も課題となっている。そのため、通訳ガイド人材を継続的に育成することでガイド不足を解消し、訪日外国人旅行者の満足度向上に繋げることを目的としてガイド業務未経験の潜在的なガイド人材や業務経験の浅い初級ガイド向けのエントリー研修を実施する。

## 2 委託業務名

本プロポーザルにおいて、以下2つの業務を公募するものとする。

区分	業務名
業務1	高付加価値旅行者のニーズを満たす通訳ガイド向け人材育成事業業務
業務2	通訳ガイド拡充を目的とした人材育成事業業務

## 3 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年2月19日まで

## 4 業務内容

### 業務1：高付加価値旅行者のニーズを満たす通訳ガイド向け人材育成事業業務

#### (1) 基本事項

- ・北陸エリアがターゲットとする高付加価値旅行者の誘客に向けた受入環境整備にむけ、通訳ガイドの中でも、英語力や業務経験等を有し、訪日外国人旅行者に対応可能な基本的スキルを備えた人材に対し、ガイディングや接遇対応における実践機会を提供するための業務活動計画及び方法を提案すること。
  - ・業務実施にあたっては、委託期間内における具体的なスケジュールを含めて提案すること。
  - ・業務実施にあたっては「北陸エリア準備会」と協議のうえ、業務を遂行すること。
- (2) 育成方針の策定
- ・北陸エリアのマスタープラン及び「北陸エリア準備会」が令和6年度から7年度に取り組んだ各施策の結果を踏まえ、通訳ガイド向け人材育成の方向性を定めること。
- (3) 育成カリキュラムの策定と実行
- ・北陸エリアのマスタープランに定めるコアバリューを表現するコンセプト及び地域の滞在価値をストーリーで伝えられるような育成カリキュラムを体系的に策定し、実践研修を実行すること。
  - ・提案資料には、想定する講師名、連携事業者等を具体的に明記すること。
  - ※カリキュラム策定にあたっては、別紙（「北陸エリアにおける高付加価値旅行者のニーズを満たす通訳ガイド向け人材育成の方向性」）を踏まえること。
- (4) 募集・選考
- ・北陸エリアで活動する通訳案内士等に対し、参加申込者の募集を行うこと。なお、募集にあたっては「北陸エリア準備会」と連携して行うこと。
  - ・全国的な通訳ガイドアワード（「Japan Guide Awards」等）を受賞できるようなトップガイドの育成も想定しており、一定水準の層に絞った研修内容とすることから、参加申込者に対し、事前に知識・技能が担保されていることの確認、選考を行うこと。参加申込者の実績確認や選考の方法についても提案すること。
- (5) 活躍機会の創出
- ・育成した人材が、高付加価値旅行者に対して速やかに実際の活動機会を得られるよう、高付加価値旅行者を取り扱う旅行会社等とのコネクション形成、マッチングの機会を意識した育成プランを想定すること。
  - ※以上の業務については、委託業務の開始後、「北陸エリア準備会」と受託者において、令和6年度から7年度の北陸エリアの人材育成に関する取組みや各施策の結果の詳細について協議を行い、検討していくものとする。
- (6) 業務の報告等
- ・実施した活動内容と結果を報告書としてまとめ、事業終了後に報告すること。
  - ・事業の進捗について「北陸エリア準備会」と定期的にミーティングを行うこと。
  - ・「北陸エリア準備会」から問い合わせがあった場合、都度、活動状況を報告すること。
- (7) 費用負担について
- ・研修の行程上必要となる移動手段やコンテンツを含め、研修の催行に必要な一切

の経費について、事業費に含めること（想定される経費の例：実地研修における移動バス・専用車の借上げ料、駐車料金、コンテンツの体験費用や施設入場料、実地研修参加中の万一の事態へ対応するための保険、会場使用料や講師謝金など研修の円滑な実施に必要な経費）。

- ・受講生の自宅等から目的地までの交通費や昼食費等は含まないものとする。

#### (8) 活動指標・成果指標

- ・研修実施回数：1回

なお、1回あたりの総研修日数は5～7日程度とし、うち実地研修は、北陸3県の各県で1日以上、計3日以上実施すること。

- ・育成者数：10名程度を想定
- ・予算の範囲内で、複数回研修を実施することも可能とし、提案には、研修の回数、育成者数も明記すること。

### **業務2：通訳ガイド拡充を目的とした人材育成事業業務**

#### (1) 基本事項

- ・将来的な高付加価値旅行者の誘客を見据えたガイドの絶対数確保を目的として、ガイド業務未経験の潜在的なガイド人材や業務経験の浅い初級ガイド向けに、ガイディングや接遇対応など、訪日外国人旅行者に対応可能な基本的スキルを身につける実践機会を提供するための業務活動計画及び方法を提案すること。
- ・業務実施にあたっては、委託期間内における具体的なスケジュールを含めて提案すること。
- ・業務実施にあたっては「北陸エリア準備会」と協議のうえ、業務を遂行すること。

#### (2) 育成方針・コンセプトの策定

- ・北陸エリアのマスタープラン及び「北陸エリア準備会」が令和6年度から7年度に取り組んだ各施策の結果を踏まえ、他地域と差別化を図れるような通訳ガイド人材育成の方向性・コンセプトを定めること。

#### (3) 育成カリキュラムの策定と実行

- ・北陸エリアのマスタープランに定めるコアバリューを表現するコンセプト及び地域の滞在価値をストーリーで伝えられるような育成カリキュラムを体系的に策定し、実践研修を実行すること。
- ・提案資料には、想定する講師名、連携事業者等を具体的に明記すること。

#### (4) 募集・選考

- ・研修参加者を募集・選考すること。
- ・募集の前に、令和7年度に北陸エリアで調査した“ポテンシャル人材”をはじめとする本事業の対象者に向け、有償通訳ガイドになることをモチベートするようなセミナーを開催するなど、受講生となる通訳ガイド候補者に研修参加を積極的にはたらきかけること。
- ・受講生の募集計画や応募条件の設定など、募集にあたっては「北陸エリア準備会」

と連携して行うこと。

#### (5) 就業機会の創出

- ・育成した人材が、訪日外国人旅行者に対して速やかに実際の活動機会を得られるよう、訪日外国人旅行者を取り扱う旅行会社等とのコネクション形成の機会を意識した育成プランを想定すること。

※以上の業務については、委託業務の開始後、「北陸エリア準備会」と受託者において、令和6年度から7年度の北陸エリアの人材育成に関する取組みや各施策の結果の詳細について協議を行い、検討していくものとする。

#### (6) 業務の報告等

- ・実施した活動内容と結果を報告書としてまとめ、事業終了後に報告すること。
- ・事業の進捗について「北陸エリア準備会」と定期的にミーティングを行うこと。
- ・「北陸エリア準備会」から問い合わせがあった場合、都度、活動状況を報告すること。

#### (7) 費用負担について

- ・研修の行程上必要となる移動手段やコンテンツを含め、研修の催行に必要な一切の経費について、事業費に含めること（想定される経費の例：実地研修における移動バス・専用車の借上げ料、駐車料金、コンテンツの体験費用や施設入場料、実地研修参加中の万一の事態へ対応するための保険、会場使用料や講師謝金など研修の円滑な実施に必要な経費）。
- ・受講生の自宅等から目的地までの交通費や昼食費等は含まないものとする。

#### (8) 活動指標・成果指標

- ・研修実施回数：1回  
なお、1回あたりの総研修日数は5～7日程度とし、うち実地研修は、北陸3県の各県で1日以上、計3日以上実施すること。
- ・育成者数：30名程度を想定
- ・予算の範囲内で、複数回研修を実施することも可能とし、提案には、研修の回数、育成者数も明記すること。

### 5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを「北陸エリア準備会」へ提出すること。

- ・業務完了報告書（電子媒体1部）
- ・ガイディング及びガイド研修に対するアンケート調査結果（電子媒体1部）
- ・その他「北陸エリア準備会」が求める資料（電子媒体1部） 等

### 6 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される

第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- (4) 本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業として実施するものであり、事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、「北陸エリア準備会」及び観光庁に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度「北陸エリア準備会」と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。